

伊勢大神宮

卯地頭館より

上小川村にあり、天照大神、素戔烏命、

手力雄命の三坐なり、例祭九月十九日、十一月中酉日、初め今
の社より酉方三町許、大森の下今地頭館に鎮坐ありしを、慶
長の年、貫明公濱之市を去て、新城の麓に移りみふや、志願
により、爰に遷祀して、當邑の總鎮守となしみふ、當時造立の
上梁牌に、慶長七年とあり、社司斜木某、

大穴持神社地未方一里許り、小村の海邊に在り、祭神大已貴命、相殿左に少彦名命、右に大歲神の三坐なり、祭祀九月廿九日、十一月初丑日、延喜式、大隅國贈喰郡大穴持神社、此社なり、
大穴持は、即大已貴にて、大名持なり、萬葉集には、大汝にも作る向て汝といふも、名持てふ謂なり、名高きを美る詞、人に向
延喜五年正月、社司谷口某が呈狀に、初め社は宮洲に在りて、
神牀は石像なりとあり、今木坐像なり、其宮洲は今之社地を
距ること午方、八町許りの海中にあり、前に出せる神造三嶼

の一、後海に沒れ、潮退時は、徒涉すべしといへるもの。是なり、
續紀曰、光仁天皇寶龜九年十二月前此、神護中、大隅國之海中有神造島、其名曰大穴持神、至是爲社焉、按するに寶字八年神造島涌出し、神護二年に至り、其神造新島震動息ざること、續紀に見にて、詳に神造島の條に載するが如し、然れば寶字八年より、是に至り、凡十五年、新島震動も息て、今の宮洲の島上に祠宇を創建ありしを云なり、其嶼沒するに及んて、爰に遷延ありしなるべし、毎月朔日の夜、小村の海中より火出で、當邑治下若宮八幡の庭前に至る、其火大さ灯心燭の如く、地を去ること五六尺、一條の火道ありて、他に散行かず、人も亦その火道に屋舎を營ず、俗に大穴持の火といふと、或人の書けるものに見ゆ、又この小村には、麻を栽ることを禁ず、又蛇生せず、古來當社より蝮蛇を除く神符を出す、奇験あり、谷